

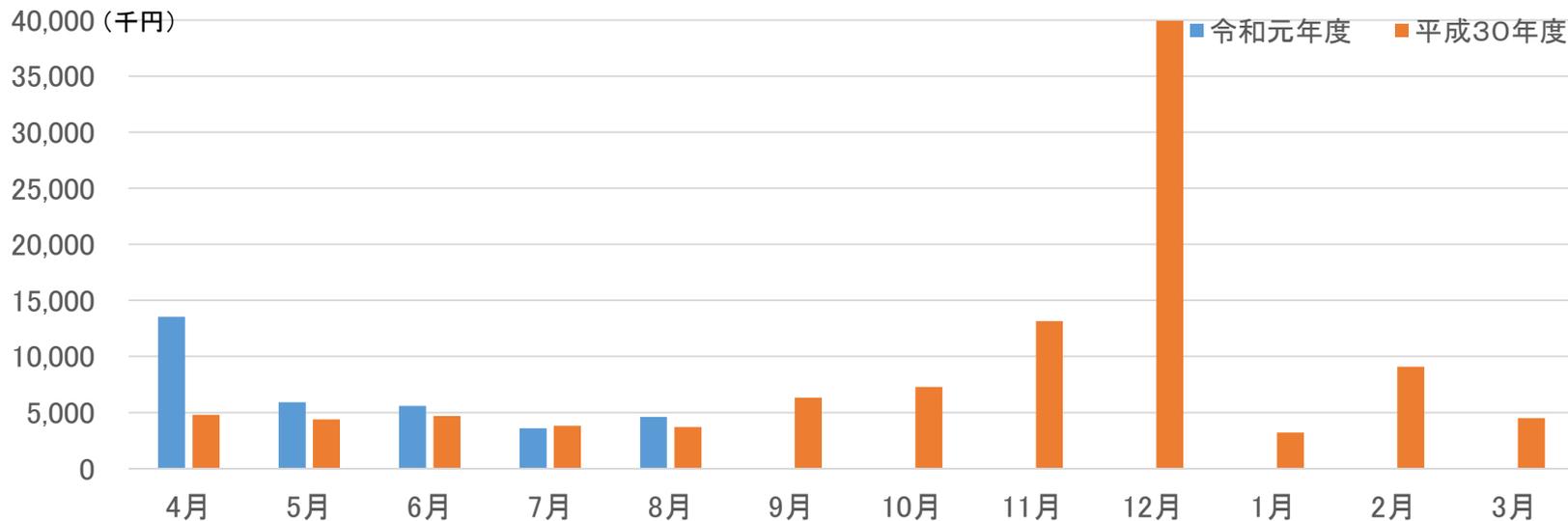
令和元年度第3回 自主財源検討委員会

令和元年9月25日

I 市税以外の歳入

1 ふるさと納税

今年度の寄附金額の状況



8月末現在の寄附の状況

令和元年度	H30年度
寄附金額	寄附金額
33,250千円	21,388千円

【今後の取組】

- ・ 「さとふる」「ふるさとチョイス」に加え、新たなポータルサイトへの掲載を行う。
- ・ 本市に足を運んで、本市の魅力を実感していただける、体験型の返礼品を採用する。
- ・ 近隣の自治体との共通の返礼品の設定について、検討を進める。
- ・ ふるさと納税を活用したクラウドファンディングについて、新たな事業を検討する。

2-1 ネーミングライツ

【提案内容】ネーミングライツを積極的に採用してはどうか。

(制度概要)

市が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価を得て、当該対価を施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業

(現状)

高松市屋島競技場において導入済み。現在、高松市駅前公衆便所の公募を行っている。

対象施設	高松市屋島競技場(高松市屋島中町374番地1)
愛称	屋島レクザムフィールド
命名権者	株式会社レクザム
契約期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間
契約金	年額8,000,000円(別途、消費税及び地方消費税。)

(導入によるメリット、課題)

➤ メリット

- ・安定的な財源確保
- ・スポンサー企業との協働による収益拡大
- ・維持管理費の軽減
- ・スポンサー企業による地域貢献、地域活性化

➤ 課題

- ・施設の機能などがわかりにくくなるおそれ
- ・競合他社がイベントを実施しにくい
- ・契約企業の不祥事によるイメージダウンリスク
- ・施設に愛着を持つ地域住民・利用者の反発
- ・地方ほどスポンサー企業獲得が困難

(実現可能性)

建築物については、他都市でも多様な施設での導入事例があり、更なる導入に向けて検討。

インフラ施設については、屋外広告物条例において、広告物の表示ができない禁止物件に該当しており、ネーミングライツについて、適用除外とすることが可能かどうか整理する必要。

2-2 ネーミングライツ

屋外広告物条例(抄)

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物の表示および広告物を掲載する物件の設置並びにこれらの維持並びに同条第2項に規定する屋外広告業に関する規制その他の必要な措置を講ずることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物等の在り方)

第2条 広告物又は掲載物件は、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、かつ、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲載物件を設置してはならない

(8) …道路の市長が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道の市長が指定する区間

(9) 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域

…

(禁止物件)

第4条 次に掲げる物件で国又は地方公共団体が設置したものには、広告物を表示し、又は掲載物件を設置してはならない。

(1) 橋りょう、トンネル、地下道の上屋、高架構造物及び分離帯

(2) 石垣及びよう壁

(3) 街路樹及び路傍樹

…

(適用除外)

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 法令の規定により表示する広告物又はこれに係る掲出物件

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれに係る掲出物件

…

3 アダプトプログラム

【提案内容】道路(車道)の清掃費用について、マイロードとは別に、諸外国では一般的に行われているアダプトプログラムを採用し、企業等に費用負担してもらってはどうか

アダプトプログラムとは

アダプトプログラムは、市民と行政が共同で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アダプト(Adopt)とは英語で「養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民が我が子のように愛情をもって清掃美化を行い、行政がこれを支援する制度。

アダプトプログラムの導入事例

1985年にハイウェイにおける散乱ゴミの清掃費削減を目的にアメリカテキサス州で始まり、10年でほぼ全米に広がっている。

日本では、平成10年に徳島県神山町で初めて導入。以後、23年末時点で400以上の自治体で500以上のプログラムが稼働中。

本市でも13年5月から「たかまつマイロード事業」を実施している。

企業等に費用負担してもらって清掃費用に充てている事例

○ 平成19年から愛媛県の実践として「えひめ愛ロード運動」の中で「道路美化スポンサー事業」が実施されている。企業からの協賛金を活用し交通量の多い中央分離帯や路肩の草刈り等に活用している。1口10万円で協議会を設立しシルバー人材センター等に業務委託。開始当初は40口の応募があったが26年には22口の応募と、ほぼ半減している。

○ その他の自治体では、道路の清掃費用に充てている事例は見当たらない。(道路の照明灯の電気代等に協賛金を充てている事例や、ふるさと応援寄付金(ふるさと納税)を活用し、道路の清掃など維持管理費用に充てている事例は、多数見受けられた。)

本市における実現の可能性

本市においても、同様の制度を創設することは可能であると考えられるが、他都市の事例(成果と課題)も参考に、費用対効果等について調査研究する必要がある。



4 資源ごみ有料化

【提案内容】家庭系一般廃棄物処理手数料(指定収集袋料金)について、プラスチック容器包装やペットボトルは無料となっているが、制度創設時と現在では状況が異なっており、手数料を徴収してはどうか。

1 本市指定収集袋有料化制度の概要及び現状

- 本市では、平成16年度から家庭系ごみのうち、焼却・破碎処理するごみについて、市民から処理手数料を徴収している。
- 手数料は、市指定のごみ袋を購入してもらうことで徴収。

種別:燃やせるごみ・破碎ごみ共通(5種)

大きさ	大	中	小	特小	超特小
手数料(円)	41.1	30.8	20.5	10.2	5.1
容量(ℓ)	40	30	20	10	5

(収入)一般廃棄物処理手数料 約4億円

(支出)ごみ袋製造コスト、販売店委託料、運送会社委託料 等 約1億6千万円

※参考 H30年度におけるごみ処理経費(人件費、減価償却費を含む) 約67億円

2 資源ごみ手数料の導入状況について

- ・ 中核市58市中、有料指定収集袋を導入しているのは18市であり、うち2市が資源ごみを有料化している。
⇒ 下関市(缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器包装)、松江市(プラスチック容器包装、紙製容器包装)
- ・ 資源ごみ用指定収集袋を導入している自治体は、可燃ごみ等の収集袋の3~6割の価格で設定している。
- ・ 作成経費は、作成ロットが少ないことや、厚さ、また視覚障がい者への配慮(エンボス加工等)も必要となってくるため、割高

メリット

- 歳入増加(ごみ袋販売手数料の収入増)
- 従来の可燃・破碎ごみに加えて資源ごみを有料化することにより、資源ごみの排出が抑制される。
- プラスチック資源循環戦略における使い捨てプラスチックの使用削減につながる。
(2030年までに、使い捨てのプラスチックを25%排出抑制)

課題

- 作成コストが高いため、実質的な収入増は少ない
(下関市の事例では、59百万円の手数料収入に対し、52百万円の作成経費)
- 資源ごみ有料化に伴い市民の負担感が高くなり、分別・リサイクルへの理解が得にくくなる可能性
- 不法投棄やポイ捨て、不適切な処分等が増える可能性
- ごみガイドブックの全面見直し、全戸配布が必要

3 実現の可能性について

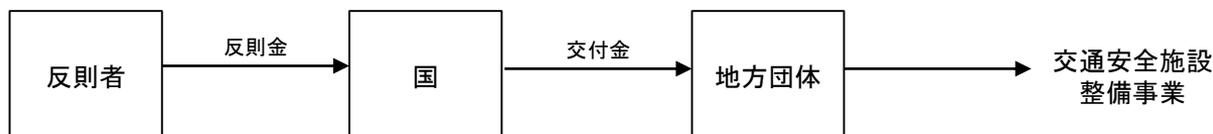
市民生活への影響が大きい割に課題も多く、本市における費用対効果を含め、今後、更なる調査・研究が必要。

5 交通反則金(交通安全対策特別交付金)

【提案内容】諸外国の事例から日本が交通反則金が高いことや、香川県が交通事故が多いことを踏まえ、交通反則金を独自加算してはどうか。

(制度概要<交通安全対策特別交付金>)

- 交通安全対策特別交付金は交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するもの



(実現可能性)

- 道路交通法及び道路交通法施行令において、「反則金」の額が定められており、高松市のみ変更することは法令上困難。

- 道路交通法第125条

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表第二に定める金額の範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

- 道路交通法施行令第45条

法第二百五条第一項の政令で定める反則行為の種別及び同条第三項の政令で定める反則金の額は、別表第六に定めるとおりとする。

別表第六(抄)

反則行為の種別		反則金の額
反則行為の種類	車両等の種類	
二 速度超過(高速三十五以上四十未満)	大型車	四万円
	普通車	三万五千元
	二輪車	三万円
	原付車	二万円

Ⅱ 都市計画税

1 都市計画税について

第2回資料
より抜粋

都市計画税の概要

税の種別	目的税(都市計画法に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるため課される税)
課税客体	原則として、市街化区域内の土地及び家屋 ※本市においては市街化区域の線引きを廃止しているため、都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域内の土地及び家屋
課税主体	都市計画区域を有する市町村
納税義務者	土地又は家屋の所有者 ※賦課徴収は固定資産税とあわせて実施
課税標準	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格
税率	制限税率 0.3%
免税点	土地:30万円、家屋:20万円
賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日

課税対象地域を都市計画区域内全域とした場合の本市の税収(粗い試算)

	課税標準額	税収		
		税率 0.1%	税率 0.2%	税率 0.3%
土地	約6,500億	約6.5億	約13億	約19.5億
家屋	約9,500億	約9.5億	約19億	約28.5億
計	約1兆6,000億	約16億	約32億	約48億

※1 都市計画区域外の筆数割合(土地:15.2%)、棟数割合(家屋:3.8%)を減じた課税標準額とした場合。

※2 土地は、都市計画税の住宅特例(小規模・一般分)を減じた課税標準額とした。

2 中核市における都市計画税の課税状況

第2回資料
より抜粋

○ 課税団体は58市中51市。税率は、0.1%が1市、0.2%が6市、0.25%が6市、0.27%が1市、0.3%が37市。課税していない7市のうち、4市(青森市、八戸市、秋田市、高知市)は固定資産税の超過課税を実施している。

※平成29年度調定額

	税率(%)	調定額(千円)		税率(%)	調定額(千円)		税率(%)	調定額(千円)
函館市	0.3	2,413,718	富山市	0.3	3,960,180	奈良市	0.25	3,231,345
旭川市	0.3	2,930,450	金沢市	0.3	6,243,842	和歌山市	0.3	4,181,824
青森市	—	—	福井市	0.3	3,287,120	鳥取市	0.1	531,535
八戸市	—	—	甲府市	0.3	1,987,777	松江市	0.2	1,149,348
盛岡市	0.2	2,102,226	長野市	0.3	3,792,717	倉敷市	0.3	5,289,549
秋田市	—	—	岐阜市	0.3	5,503,118	呉市	0.3	2,121,304
山形市	0.3	2,519,844	豊橋市	0.25	3,894,557	福山市	0.3	5,156,816
福島市	0.3	2,207,496	岡崎市	0.3	5,091,675	下関市	0.2	1,440,447
郡山市	0.3	2,854,791	豊田市	0.25	3,984,487	高松市	—	—
いわき市	0.3	2,964,271	大津市	0.3	3,691,221	松山市	—	—
宇都宮市	0.25	5,328,983	豊中市	0.3	5,781,855	高知市	—	—
前橋市	0.2	2,112,127	高槻市	0.3	3,968,660	久留米市	0.3	2,501,634
高崎市	0.25	2,939,412	枚方市	0.3	4,591,087	長崎市	0.3	3,779,774
川越市	0.3	4,115,759	八尾市	0.3	3,365,315	佐世保市	0.3	1,925,010
川口市	0.3	8,776,023	寝屋川市	0.3	2,500,035	大分市	0.25	4,701,826
越谷市	0.2	2,429,482	東大阪市	0.3	6,898,559	宮崎市	0.2	2,503,335
船橋市	0.3	7,512,571	姫路市	0.3	6,967,511	鹿児島市	0.3	7,032,873
柏市	0.3	5,220,532	尼崎市	0.3	7,122,167	那覇市	—	—
八王子市	0.27	6,944,409	明石市	0.3	3,400,142			
横須賀市	0.3	4,758,839	西宮市	0.3	7,517,476			

3-1 中核市における市街化区域面積等状況

第2回資料
より抜粋

○中核市の市街化区域等の面積は下記のとおり。

平成30年4月1日現在

(単位:km²)

	行政区域	市街化区域	市街化調整区域	非線引き区域	都市計画区域外		行政区域	市街化区域	市街化調整区域	非線引き区域	都市計画区域外
函館市	677.9	47.9	95.3	-	534.7	富山市	1,241.8	73.6	156.7	130.1	881.4
旭川市	747.7	79.6	220.9	-	447.2	金沢市	468.6	86.0	137.3	-	245.3
青森市	824.5	50.1	187.6	77.4	509.4	福井市	536.5	46.9	131.2	25.6	332.8
八戸市	305.6	58.4	155.9	-	91.3	甲府市	212.5	31.9	46.7	14.6	119.2
盛岡市	886.5	52.3	393.4	-	440.8	長野市	834.8	59.5	142.1	13.8	619.4
秋田市	906.1	76.0	338.4	-	491.7	岐阜市	203.6	80.3	123.3	-	-
山形市	381.6	40.9	119.0	-	221.7	豊橋市	261.8	61.8	200.0	-	-
福島市	767.7	50.4	178.3	-	539.0	岡崎市	387.2	58.0	202.8	-	126.4
郡山市	757.3	68.9	201.4	-	487.0	豊田市	918.4	52.2	303.5	-	562.7
いわき市	1,232.0	100.6	275.5	-	855.9	大津市	464.5	59.4	269.7	-	135.4
宇都宮市	416.8	93.4	323.4	-	-	豊中市	36.6	36.6	-	-	-
前橋市	311.6	49.4	97.9	106.3	58.0	高槻市	105.3	33.4	71.9	-	-
高崎市	459.3	52.0	84.5	195.7	127.1	枚方市	65.1	41.9	23.2	-	-
川越市	109.2	32.2	77.0	-	-	八尾市	41.7	27.5	14.2	-	-
川口市	62.0	54.7	7.3	-	-	寝屋川市	24.7	21.6	3.1	-	-
越谷市	60.2	28.7	31.5	-	-	東大阪市	61.8	49.8	12.0	-	-
船橋市	85.7	55.1	30.6	-	-	姫路市	534.4	110.6	197.0	-	226.8
柏市	114.9	54.5	60.4	-	-	尼崎市	50.7	46.7	4.0	-	-
八王子市	186.3	81.5	104.8	-	-	明石市	49.4	38.9	10.5	-	-
横須賀市	100.9	66.3	34.6	-	-	西宮市	100.3	52.2	48.1	-	-

※平成30年度中核市長会「都市要覧」から抜粋

3-2 中核市における市街化区域面積等状況

第2回資料
より抜粋

平成30年4月1日現在

(単位: km²)

	行政 区域	市街化 区域	市街化 調整区域	非線引 き区域	都市計画 区域外
奈良市	276.9	48.6	163.0	-	65.3
和歌山市	208.8	74.1	134.7	-	-
鳥取市	765.4	31.3	146.8	88.6	498.7
松江市	573.0	32.8	145.7	20.0	374.5
倉敷市	355.6	120.9	232.5	-	2.2
呉市	352.9	35.8	110.5	92.3	114.3
福山市	518.2	96.8	239.0	-	182.4
下関市	716.1	56.6	136.2	191.6	331.7
高松市	375.5	-	-	240.3	135.2
松山市	429.4	70.3	144.2	-	214.9
高知市	309.2	50.7	117.3	-	141.2
久留米市	223.0	36.4	88.3	105.3	-
長崎市	405.9	62.7	183.4	36.4	123.4
佐世保市	426.1	44.7	195.1	52.8	133.5
大分市	502.4	112.9	248.1	11.5	129.9
宮崎市	643.7	62.5	213.3	7.7	360.2
鹿児島市	547.6	84.1	206.1	94.7	162.7
那覇市	39.0	32.5	6.5	-	-

※平成30年度中核市長会「都市要覧」から抜粋

4 都市計画税を導入した場合のメリット・課題

メリット	課題
<ul style="list-style-type: none">◆ 一定程度の財源確保が可能 ⇒ 税率0.3%の場合、約48億円 (都市計画区域全域の場合) ◆ 固定資産税と併せての賦課徴収可能 ⇒ 賦課徴収コストの抑制 ◆ 新たな都市計画事業への投資が可能 ⇒ 都市計画事業、土地区画整理事業に充当可能	<ul style="list-style-type: none">◆ <u>多核連携型コンパクト・エコシティ施策への影響</u> ⇒ 居住誘導策への影響 (居住の課税対象外区域への拡散が懸念) ◆ <u>導入に当たっての区域設定が課題</u> 高松市(香川県)は平成16年に線引き廃止 ⇒ どの区域で基盤整備するのかなどの方針を明確にし、課税対象区域を設定する必要 ⇒ 区域設定によっては、現行の固定資産税システムへの入力に向けた確認作業に相当の期間が必要 ◆ <u>充当事業(目的税)</u><ul style="list-style-type: none">・他市の充当先の多くは「下水道事業公債費」 (本市施設整備事業の元利償還金 約26億円)※このほか、道路、公園、市街地再開発など・充当事業の減少に伴いオーバーフローする可能性 <div data-bbox="1004 1053 1738 1278" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【下水道事業に充当する場合の課題】</p><ul style="list-style-type: none">・下水道整備の償還財源・下水道整備区域と市街化区域は同一区域ではない(特環)・下水道整備区域は拡大しない方針・下水道使用料で回収すべき経費(汚水経費)・使用料改定に影響する可能性</div>

5 都市計画税の他市の状況

中核市の状況

- 58市中51市が導入。残り7市のうち4市は固定資産税の超過課税を導入。
- 大規模な都市計画事業開始当初(高度経済成長期)に導入し、本市以外のすべての中核市で線引きあり

県内市町の状況

項目	善通寺市	観音寺市	多度津町
税率	0.1%	0.2%	0.1%
課税初年度	昭和32年度分から	昭和33年度分から	昭和45年度分から
課税対象区域	都市計画区域 (市内全域が都市計画区域)	旧観音寺市都市計画区域	用途地域 (用途地域外で下水道事業計画区域となっている箇所を追加)
課税対象	区域の土地・家屋全て	区域の土地・家屋全て(ただし、 農業振興地域農用地を除く)	区域の土地・家屋全て
主な充当事業	下水道事業費及び ごみ焼却施設の償還金	下水道事業費、公園事業費	街路事業費(浜街道)及び 下水道事業費

6 都市計画税と固定資産税の比較

課税対象地域を都市計画区域内全域とした場合の本市の都市計画税収額(粗い試算)

<課税対象:土地又は家屋>

	課税標準額	税収				
		税率 0.01%	税率 0.05%	税率 0.1%	税率 0.2%	税率 0.3%
土地	約6,500億	約0.7億	約3.3億	約6.5億	約13億	約19.5億
家屋	約9,500億	約1億	約4.8億	約9.5億	約19億	約28.5億
計	約1兆6,000億	約1.6億	約8億	約16億	約32億	約48億

※1 都市計画区域外の筆数割合(土地:15.2%)、棟数割合(家屋:3.8%)を減じた課税標準額とした場合。

※2 土地は、都市計画税の住宅特例(小規模・一般分)を減じた課税標準額とした。

本市が固定資産税超過課税導入した場合の増収額(粗い試算)

<課税対象:土地、家屋又は償却資産>

課税標準額(千円)	税率(%)	税額(千円)	標準税率との差(千円)
1,809,271,000	標準税率(1.4)	25,329,794	—
〃	1.41(+0.01)	25,510,721	180,927
〃	1.45(+0.05)	26,234,429	904,635
〃	1.5(+0.1)	27,139,065	1,809,271
〃	1.6(+0.2)	28,948,336	3,618,542
〃	1.7(+0.3)	30,757,607	5,427,813

※課税標準額は当初調定額(令和元年度分)から軽減税額、減免税額に相当する課税標準額(平成30年度分)を控除した額

Ⅲ 法定外目的稅

1 宿泊税の概要と他自治体の導入状況

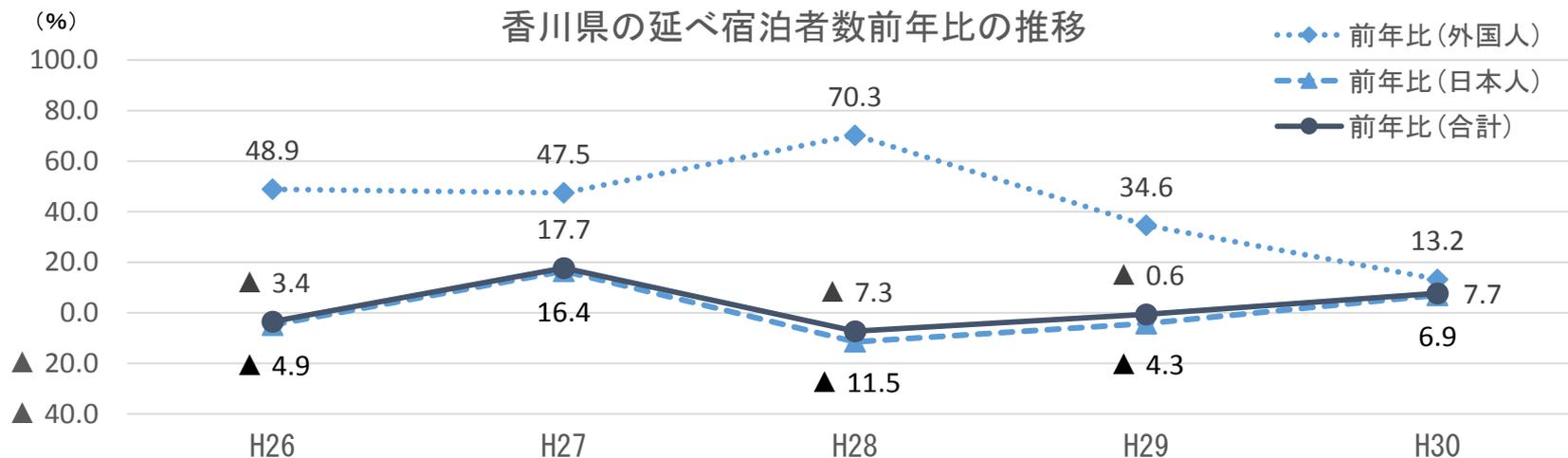
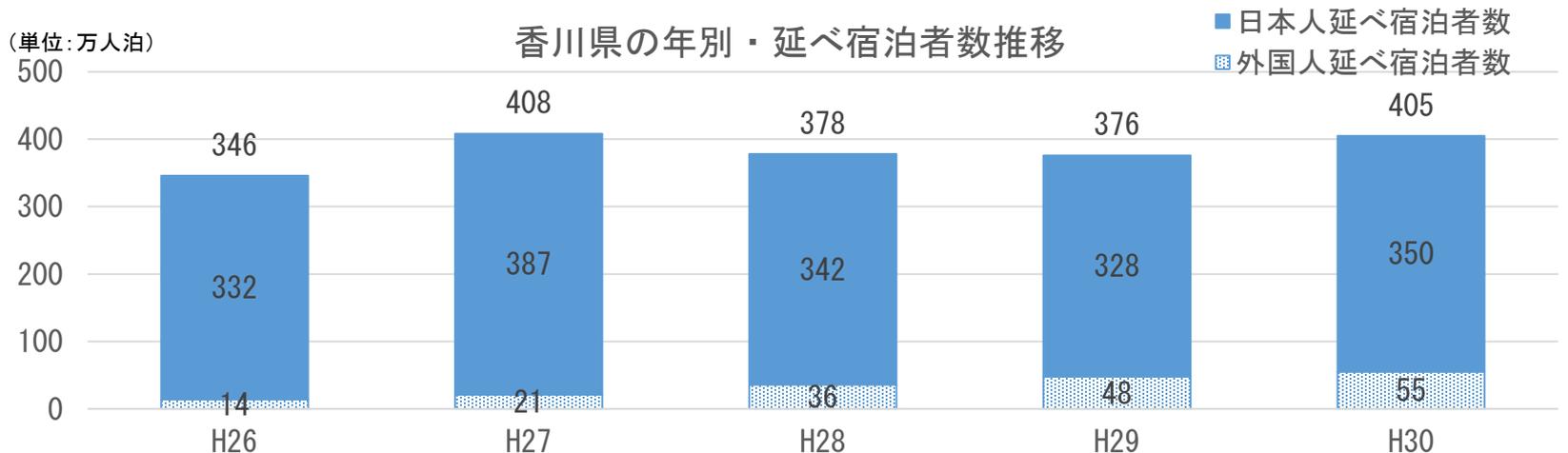
- 宿泊税とはホテルや旅館等の宿泊客に課す地方税で、用途を特定した「法定外目的税」で、導入には総務省の同意が必要。
- 国内では平成14年に全国に先駆けて東京都が初めて導入。訪日外国人観光客の増加を受けて創設する自治体が増えており、訪日外国人の受入れ環境整備など、観光振興に充てることを目的としている。

施行年月	自治体名	課税方法	年間税収額
平成14年10月	東京都	宿泊料 1万円未満 0円 宿泊料 1万円～1.5万円未満 100円 宿泊料1.5万円以上 200円	約24億円 (H29年度)
平成29年 1月	大阪府	宿泊料1万円未満 (7,000円以上) 100円※ 宿泊料1万円～1.5万円未満 200円 宿泊料1.5万円以上 300円 ※2019年6月から免税点を7千円以下に引下げ	約7.7億円 (H29年度)
平成30年10月	京都市	宿泊料2万円未満 200円 宿泊料2万円～5万円未満 500円 宿泊料5万円以上 1000円 ※修学旅行生や引率者は免除	約46億円 (見込み)
平成31年 4月	金沢市	宿泊料2万円未満 200円 宿泊料2万円以上 500円	約7.2億円 (見込み)
令和元年11月 (予定)	(クッチャン) 倶知安町	宿泊料金の2% (全国初の定率制導入) ※修学旅行生とその引率者、職場体験や インターンシップの学生は免除	約3.8億円 (見込み)
令和2年度初め (予定)	福岡県 福岡市 (県及び市)	宿泊料1泊につき県税50円、市税150円 ※宿泊料2万円以上の場合は県税50円、 市税450円で最終調整中	県：約36億円 (見込み) 市：約24億円 (見込み)

2 香川県の延べ宿泊者数の状況 年別

第2回資料
より抜粋

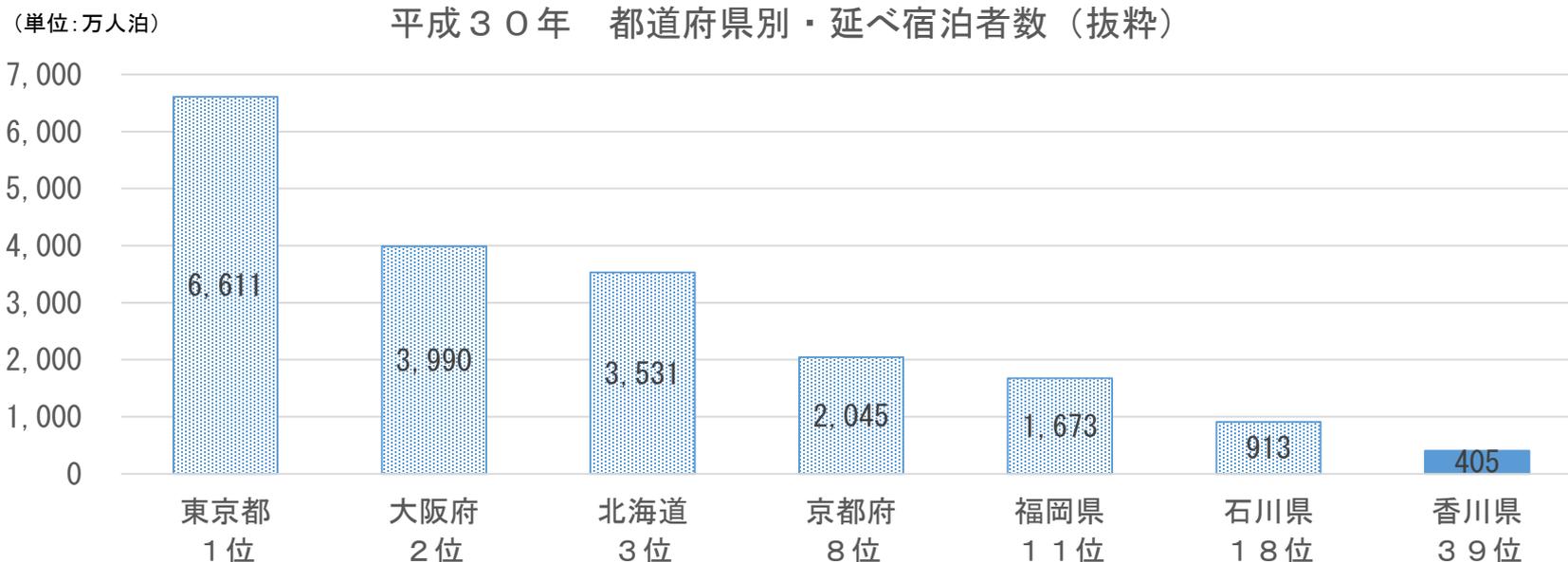
- 外国人延べ宿泊者数は、前年比の伸び率では低下しているものの、増加傾向。
- 日本人を含めた全体の延べ宿泊者数は、平成28・29年に一旦落ち込み、30年は3年ぶりに増加。



3 香川県の延べ宿泊者数の状況 都道府県別

第2回資料
より抜粋

- 平成30年の都道府県別の延べ宿泊者数は、香川県は47都道府県中39位。
- 平成30年の延べ宿泊者数の前年比伸び率は、全国平均をやや上回る。



平成30年 都道府県別・延べ宿泊者数前年比(抜粋)

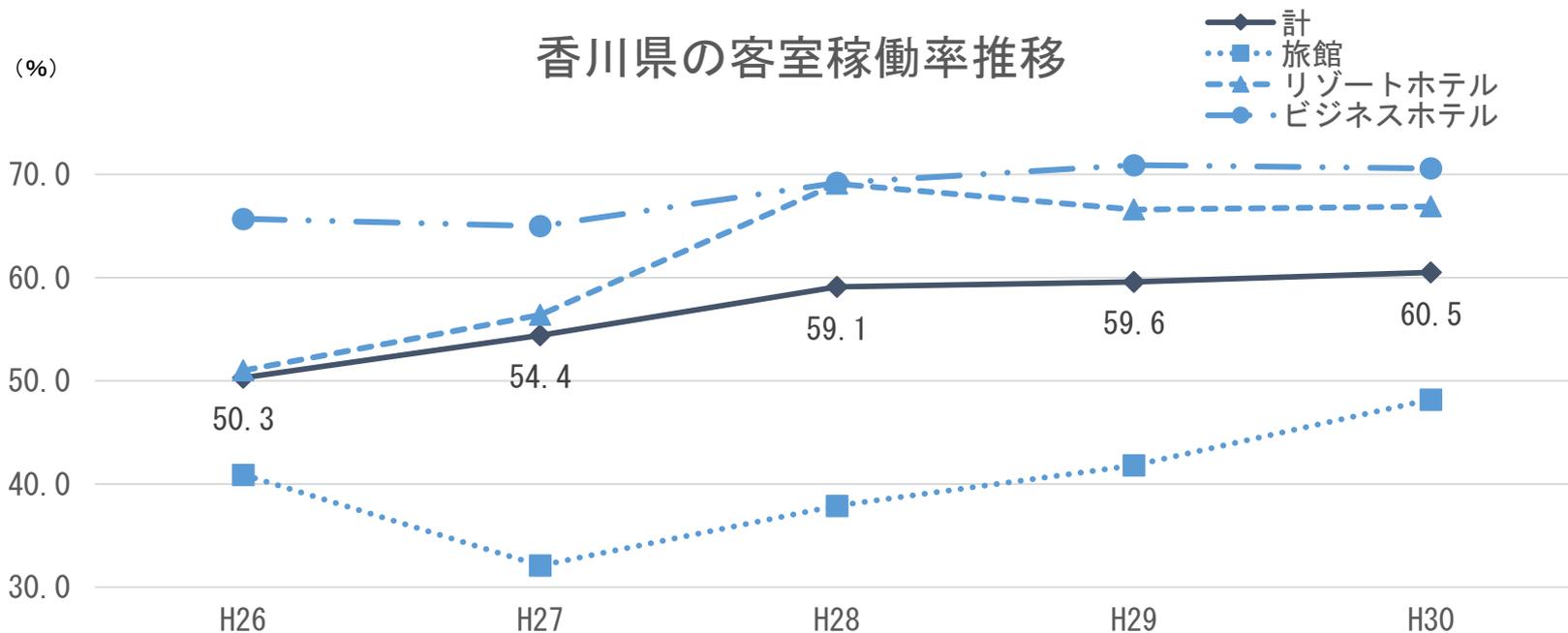
都道府県	全国	東京都	大阪府	北海道	京都府	福岡県	石川県	香川県
前年比	+5.6%	+10.3%	+20.1%	▲0.7%	+8.1%	▲1.6%	+4.5%	+7.7%

※国土交通省観光庁資料「宿泊旅行統計調査」に基づき作成

4 香川県の客室稼働率の状況

第2回資料
より抜粋

- 香川県の客室稼働率は、平成28年まで増加し、29年以降は微増。
- 平成30年の香川県の客室稼働率は、全国平均を下回る。



平成30年 都道府県別・客室稼働率(抜粋)

都道府県	全国	東京都	大阪府	北海道	京都府	福岡県	石川県	香川県
稼働率	61.2%	80.0%	79.6%	63.2%	64.7%	72.2%	63.3%	60.5%

※国土交通省観光庁資料「宿泊旅行統計調査」に基づき作成

5 宿泊税を導入した場合の徴税コスト

- 先行自治体のいずれも、特別徴収義務者に対し、納入額の一定割合を交付金として、支出している。
(納期内納付の奨励金や開始直後の準備金等の理由により、制度導入後の一定期間は、加算。)
- 交付金の限度額については、京都市は、1事業者につき年間200万円、金沢市は、年間100万円と要綱により定めている。

本市の徴収と宿泊税特別徴収事務に係る交付金(粗い試算)

宿泊施設 収容人員	宿泊施設 稼働率	年間 日数	課税額 (円)	徴収	交付金3%	交付金2.5%
約7,000人	約60%	365	50	約0.8億円	2,400千円	2,000千円
			100	約1.5億円	4,500千円	3,750千円
			150	約2.3億円	6,900千円	5,750千円
			200	約3億円	9,000千円	7,500千円
			300	約4.5億円	13,500千円	11,250千円

①高松市内の高松観光コンベンション・ビューロー賛助会員宿泊施設一覧(H28.11現在)による収容人員

②国土交通省観光庁宿泊旅行統計調査(H30年間値)による香川県内の宿泊施設稼働率平均値

③一人一泊当たり税額(宿泊料に関わらず、一律に同額を課税した場合)

※仮に金沢市と同様の限度額(年間100万円)を設定した場合、限度額を超えるケースは限られると考えられる(交付金限度額が適用されるかの試算を参照)ため、試算額に限度額の影響は考慮していない。

【参考】交付金限度額が適用されるかの試算

宿泊施設 収容人員	宿泊施設 稼働率	年間 日数	課税額 (円)	徴収	交付金3%	交付金2.5%
500人	約60%	365	50	約550万円	約17万円	約14万円
			100	約1,100万円	約33万円	約28万円
			200	約2,200万円	約66万円	約55万円
			300	約3,300万円	約99万円	約83万円

- ・高松市内の高松観光コンベンション・ビューロー賛助会員宿泊施設一覧(H28.11現在)の内、最大宿泊数500人の施設を参考に試算。
- ・交付金率は、京都市・金沢市を参考に、開始直後の3%とその後の2.5%で試算。

6 宿泊税導入に際してのメリット・課題

【メリット】

- ・ 市民の負担増を伴わず、インバウンドを始めとする新たな観光振興施策の財源を確保することが可能。
- ・ これまで把握できていなかった市内の宿泊施設の宿泊者数等のデータの把握が可能。(二次的効果)

【課題】

(総論)

- ・ 既に導入済みの自治体のほとんどは、大都市やメジャーな観光都市である一方、現時点では、本市と同等クラスの中核市や県庁所在都市での導入事例はなく、都市イメージとしてマイナスにならないか。
- ・ 導入に際しては、ホテルや旅館等の宿泊施設側を始め、観光の性質上、広域性や周遊性が高いことから、県や近隣市町の理解も得る必要がある。
- ・ 導入による負担感や都市イメージダウンにより、観光客が減るなどした場合でも、一旦導入した制度を簡単には止められない。

(宿泊施設)

- ・ 宿泊税徴収のためのシステム改修(開発・保守)や宿泊施設での特別徴収方法の構築などの手間や経費負担が増える。(行政側及び宿泊施設側の双方とも)
- ・ 特に集客力の弱い(稼働率が低い)宿泊施設は、更なる稼働率低下を招くおそれがある。
- ・ 宿泊施設が特別徴収事務を担うこととなるため、宿泊施設側にも、その事務の手間や負担に見合うだけのメリットがある事業の財源として、宿泊税が充てられないと、理解が得られにくい可能性がある。

第1回、第2回資料から再掲

I スケジュール

1 自主財源の検討スケジュール(案)

第1回資料
を一部加工

○令和元年7月～令和2年1月 自主財源検討委員会での具体案の検討

	時期	議題
第1回	令和元年 7月29日	財政状況、自主財源の概要、今後の検討課題
第2回	令和元年 9月 2日	自主財源の具体案検討
第3回	令和元年 9月25日	自主財源の具体案検討
第4回	令和元年10月28日	自主財源の具体案検討
第5回	令和元年11月19日	中間とりまとめ
第6回	令和元年12月	制度等具体案の検討
第7回	令和2年 1月	意見のとりまとめ

○令和2年1月以降

- ・ 市としての充実・強化策(案)策定

[重要な条例改正等の場合には、以下の手続きが必要]

- ・ パブリックコメント実施
- ・ 市議会への関係議案の提出

Ⅲ 市民税

1 個人住民税の他都市の状況

- 個人市町村民税の均等割の超過課税を実施しているのは、横浜市と神戸市の2市。所得割の超過課税を実施しているのは豊岡市1市。
- 個人道府県民税の均等割の超過課税を実施しているのは、37団体。所得割の超過課税を実施しているのは神奈川県のみ1団体。

【横浜市】 個人市民税均等割の超過課税

- 市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するための、「横浜みどりアップ計画」の実施に必要な安定的な財源確保のため
- 市民税の均等割に年間900円の上乗せ
- 税込増: 1,691,309千円(H29決算カードより)

【神戸市】 個人市民税均等割の超過課税

- 認知症の早期受診を推進するための診断助成制度や、認知症の方が外出時などで事故に遭われた場合の救済制度の創設を内容とする「神戸モデル」の実施のため
- 市民税の均等割に年間400円の上乗せ
- 税込増: 約3億円(神戸モデルの費用と財源: 神戸市HPより)※今年度からのため試算

【豊岡市】 個人市民税所得割の超過課税

- 都市計画税の廃止に伴う安定的な財源確保のため
- 市民税の所得割に年間0.1%の上乗せ
- 税込増: 50,405千円(H29決算カードより)

2 個人市民税の超過課税

- 均等割の税率は定額課税であり、超過課税も定額課税となる。
- 所得割の税率については超過税率を定めることができるが、定率課税による超過課税となる。

「所得割の税率は比例税率でなければならないものであること。すなわち、所得金額を区分し、当該区分ごとに異なる税率を定めることはできないものであること。(法314の3)」

(『地方税法の施行に関する取扱いについて』第2章23)

(1)本市が均等割超過課税導入の場合の増収額(粗い試算)

均等割 (円)	増額 (円)	対象人数 (人)	増収額 (千円)
3,500	100	212,445	21,469
	200		42,714
	300		63,958
	神戸市 400		85,203
	500		106,447
	600		127,692
	700		148,936
	800		170,181
	横浜市 900		191,425
	1000		212,670

令和元年度 市民税均等割

人数(人)	調定税額(千円)
212,445	743,558

(2)本市が所得割超過課税導入の場合の増収額(粗い試算)

標準 税率	R元年度調定額 (千円)	超過分 課税率	合計税率	増収額 (千円)
6%	23,205,231	0.01%	6.01%	38,675
		0.02%	6.02%	77,351
		0.03%	6.03%	116,026
		0.04%	6.04%	154,702
		0.05%	6.05%	193,377
		0.06%	6.06%	232,052
		0.07%	6.07%	270,728
		0.08%	6.08%	309,403
		0.09%	6.09%	348,078
		0.10%	豊岡市 6.1%	386,754
		0.50%	6.5%	1,933,770
1%	7%	3,867,538		

令和元年度 市民税所得割

人数(人)	調定税額(千円)
196,886	23,205,231

IV 固定資産税

1 中核市における固定資産税の課税状況

○超過課税を実施している5市のうち、税率1.5%が2市、税率1.6%が3市。（全市町村では153団体）

※平成29年度調定額

	税率(%)	調定額(千円)		税率(%)	調定額(千円)		税率(%)	調定額(千円)
函館市	1.4	12,544,847	富山市	1.4	30,322,388	奈良市	1.4	19,177,603
旭川市	1.4	14,570,766	金沢市	1.4	30,482,767	和歌山市	1.4	24,586,426
青森市	1.6	15,828,312	福井市	1.4	18,575,580	鳥取市	1.5	10,725,109
八戸市	1.6	14,953,098	甲府市	1.4	11,450,548	松江市	1.4	12,607,924
盛岡市	1.4	16,703,971	長野市	1.4	22,382,480	倉敷市	1.4	34,270,869
秋田市	1.6	19,422,616	岐阜市	1.4	25,945,321	呉市	1.4	12,744,836
山形市	1.4	14,428,213	豊橋市	1.4	27,283,087	福山市	1.4	31,365,142
福島市	1.4	14,172,769	岡崎市	1.4	27,115,546	下関市	1.4	13,913,949
郡山市	1.4	16,339,749	豊田市	1.4	40,210,231	高松市	1.4	25,506,233
いわき市	1.4	19,470,498	大津市	1.4	19,150,547	松山市	1.4	30,827,878
宇都宮市	1.4	35,647,399	豊中市	1.4	24,414,783	高知市	1.5	19,509,323
前橋市	1.4	21,097,841	高槻市	1.4	18,923,799	久留米市	1.4	16,149,212
高崎市	1.4	24,498,178	枚方市	1.4	21,060,518	長崎市	1.4	19,928,715
川越市	1.4	22,595,409	八尾市	1.4	15,884,001	佐世保市	1.4	11,889,007
川口市	1.4	36,875,868	寝屋川市	1.4	11,007,794	大分市	1.4	35,878,831
越谷市	1.4	18,605,273	東大阪市	1.4	31,448,053	宮崎市	1.4	21,751,387
船橋市	1.4	35,560,847	姫路市	1.4	43,155,000	鹿児島市	1.4	35,836,385
柏市	1.4	25,009,912	尼崎市	1.4	33,465,983	那覇市	1.4	21,050,384
八王子市	1.4	34,597,398	明石市	1.4	16,663,311			
横須賀市	1.4	23,163,076	西宮市	1.4	31,663,513			

2 固定資産税の超過課税

第2回資料
を一部加工

○固定資産税の税率については、自治体の判断で税率を設定することが可能。

本市が超過課税導入の場合の増収額(粗い試算)

課税標準額(千円)	税率(%)	税額(千円)	標準税率との差(千円)
1,809,271,000	標準税率(1.4)	25,329,794	—
〃	1.41	25,510,721	180,927
〃	1.42	25,691,648	361,854
〃	1.43	25,872,575	542,781
〃	1.44	26,053,502	723,708
〃	1.45	26,234,429	904,635
〃	1.46	26,415,356	1,085,562
〃	1.47	26,596,283	1,266,489
〃	1.48	26,777,210	1,447,416
〃	1.49	26,958,137	1,628,343
〃	1.5	27,139,065	1,809,271
〃	1.51	27,319,992	1,990,198
〃	1.52	27,500,919	2,171,125
〃	1.53	27,681,846	2,352,052
〃	1.54	27,862,773	2,532,979
〃	1.55	28,043,700	2,713,906
〃	1.6	28,948,336	3,618,542
〃	1.7	30,757,607	5,427,813

※課税標準額は当初調定額(令和元年度分)から軽減税額、減免税額に相当する課税標準額(平成30年度分)を控除した額

3 本市の固定資産税に係る市外居住者の割合

- 納税通知書の市内、市外への発送件数の推移は下記のとおり。
- 納税通知書の発送件数は市内、市外ともに増加傾向にある。

